

## 第4章 監 査

### ○石狩川流域下水道組合監査委員の職務執行等に関する規程

制 定 昭和61年3月31日 監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、監査委員（以下「委員」という。）の職務の執行並びに監査事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 代表監査委員は、委員の協議により選任する。

2 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 事務局長の任免に関すること。
- (2) 委員の公務旅行及び書記の旅行命令に関すること。
- (3) 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の日程作成及び執行通知に関すること。
- (4) その他委員の庶務に関すること。

(協議事項)

第3条 次に掲げる事項については、あらかじめ委員の協議により定めるものとする。

- (1) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 委員の職務執行の一般方針に関すること。
- (3) 監査等の年間計画に関すること。
- (4) 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。
- (5) 監査等の結果報告及び公表並びに意見の提出に関すること。
- (6) その他委員の職務執行に関し、協議の必要があると認められること。

(監査等の実施及び時期)

第4条 監査等は、その区分に応じそれぞれ次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 定期監査及び随時監査は、それぞれ定期又は随時に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う。
  - (2) 例月出納検査は、現金の出納及び保管の状況について行う。
  - (3) 決算審査は、予算の執行状況及び収入支出の事務等について行う。
  - (4) 前各号に掲げるもの以外の監査及び審査は、そのつど委員が協議して行う。
- 2 監査等の実施方法及び時期は、委員の協議により別に定めるものとする。

(報告及び公表)

第5条 監査等の結果は、監査等の終了後遅滞なく報告し、かつ公表を要するものはこれを公表する。

2 前項の規定による報告及び公表が終了するまでは、監査等の結果を外部に発表することはできない。ただし、委員の協議により必要と認めた場合はこの限りでない。

(事務局の組織等)

第6条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は委員の命を受け、委員の事務に従事する。

(施行細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理については組合長の定める規程の例によるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。